

## 中間答申（案）からの修正について

委員意見等	対応状況
家庭ごみ組成調査（P22）の中に、食品ロスの割合を記載するべきではないか。	第3章第1節2（4）家庭ごみ組成調査（P22）の注釈に、食品ロスの割合を記載
第3章第1節3（2）分別・リユース・リサイクル（P28）におけるプラスチックごみの分別に係る部分について、国の動向を踏まえ、もっと前向きに方向性を示すべきではないか。	<p>第3章第1節3（2）分別・リユース・リサイクル（P28）におけるプラスチックごみの分別に係る部分について、以下のとおり修正。</p> <p><b>【修正後】</b>            なお、現在、国においてプラスチック資源循環戦略の具体策として検討しているプラスチックごみの分別回収については、国の法整備等の動向を注視しつつ、本市の処理施設の現状やリサイクル技術の進展、分別に伴う市民負担等を踏まえ、検討していく必要があります。</p>
バイオマスプラスチックとバイオプラスチックの違いがわかりにくいとため、用語解説に記載するべきではないか。	<p>用語解説（P52）に以下のとおり記載。            なお、バイオマスプラスチックは中間答申の中に記載されていないが、バイオプラスチックの説明のなかで解説することとした。また、バイオマスチップについても用語解説に追記した。</p> <p><b>【修正後】</b>  <b>バイオプラスチック</b>：原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するバイオマスプラスチックと微生物の働きによって最終的に水と二酸化炭素にまで変化する性質を持つ生分解性プラスチックの総称をいう。   <b>バイオマスチップ</b>：バイオマスのうち、木材を破砕、チップ化したもの。主な原料は、建設廃材、製材工場等の残材、林地残材（間伐材等）であり、燃料や製紙および建設資材の原料に利用している。</p>
第3章第2節2（2）限りある資源の高度利用と有効活用による循環型処理システムの構築（P31）について、バイオマスチップの効果は得られているのか。	<p>第3章第2節2（2）限りある資源の高度利用と有効活用による循環型処理システムの構築（P31）について、前段の熱回収による発電についてはすでに実施しているので文言を修正。また、後段のバイオマスの利用については、すでにバイオマスチップの利用により効果を得ていることを記載した上で、新技術の導入を検討することとして修正した。</p> <p><b>【修正後】</b>            ごみの発生や排出を抑制（リデュース）し、再使用（リユース）を促進したうえで排出されるごみについては、再生利用（リサイクル）による資源循環と熔融施設での熱回収による発電により、有効活用します。            また、化石燃料の使用の抑制を図るため、すでに一定の効果を得ているバイオマスチップの利用に加え、国のエネルギー政策や地球温暖化対策における再生可能エネルギーなどの新技術の開発動向に注視しながら、本市のごみ処理施設の実情に合った技術の導入を検討するなど、これまで以上に持続可能な循環型処理システムの構築を図っていきます。            最終処分場については、残余年数の延命化に努めてまいります。</p>